

奈良県告示第百三十九号

母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

令和二年七月十七日

奈良県知事 荒井正吾

指定証番号	住所	氏名
六三三	生駒市壱分町一一三―四	竹田 紗弥子